

市税の回覧板

★平成29年度口座振替キャンペーン中★

キャンペーン商品

「ページー口座振替受付サービス」をご利用ください！

納税課(収入整理) 06-6489-6285

[illegible]

個人市民税・県民税について

● 公的年金等を受給されている方へ

「公的年金等の受給者の扶養親族等申告書」を提出している方は、申告が不要となる場合があります。」

扶養親族等申告書とは・・・

所得税及び復興特別所得税の課税対象となる方（65歳未満で年間108万円以上、65歳以上で158万円以上の老齢年金を受給された方）に年金支払者から送付される申告書（8月下旬に発送予定）です。（市役所から送付するものではありませんので、ご注意ください。）

《「扶養親族等申告書」は、毎年ご提出していただく必要があります》

- ・ 扶養親族・対象人数等の変更があった場合は、変更箇所について正確にご記入のうえ、ご提出ください。
- ・ 扶養親族・対象人数等に変更がない場合でも、「変更なし」を選択のうえ、ご提出ください。

【注意点】ただし、次に該当する方は今まで通り市役所への申告手続きが必要となります。

→確定申告をする必要がない方のうち、個人市民税・県民税が課税される方で、

- ・ 公的年金等以外の他の所得がある場合（なお、公的年金等以外の所得が給与所得のみで、勤務先等から市役所に給与支払報告書が提出される場合は不要です）
- ・ 他の所得控除等（医療費控除・生命保険控除・地震保険料控除等）を受けようとされる場合
- ・ 年金支払者から扶養親族等申告書が送付されない方で、配偶者控除や扶養控除等を受けようとされる場合



● スイッチ OTC 医薬品控除（医療費控除の特例）が創設されました。

健康の維持増進及び疾病の予防を目的とした一定の取組（※1）を行う個人が、平成29年1月1日から平成33年12月31日までの間に、自己又は自己と生計を一にする配偶者その他の親族に係る一定のスイッチOTC医薬品（※2）の購入の対価を支払った場合において、その年中に支払った合計額が12,000円を超える部分の金額（その金額が88,000円を超えた場合には、88,000円）について、その年分の総所得金額等から控除します。

- ・ 医療費控除とスイッチOTC医薬品控除を併用して適用はできません。
- ・ スイッチOTC医薬品の購入金額が分かる領収書等の提出、又は提示が必要です。
- ・ 対象医薬品の一覧は、尼崎市ホームページでご確認ください。
- ・ 類似した商品名でも、対象のものと対象外のものがあるので、注意が必要です。



（※1）特定健康診査、予防接種、定期健康診断、健康診査、がん検診を受けたことを明らかにする書類の提出、又は提示が必要です。なお、健診等にかかった費用については、スイッチOTC医薬品控除の対象になりません。

（※2）要指導医薬品及び一般用医薬品のうち、医療用から医師の処方箋なしに購入できるようになったものを指します。

家屋の固定資産税の減額措置について

1 新築された認定長期優良住宅

平成30年3月31日までに新築された家屋のうち、「長期優良住宅の普及の促進に関する法律」に規定する長期優良住宅として認定され、居住部分が全体の2分の1以上ある住宅で居住部分の床面積が1戸あたり50㎡以上（貸家共同住宅は40㎡以上）280㎡以下の住宅は、その住宅にかかる固定資産税額（3階建て以上の中高層耐火・準耐火住宅は新築後7年度分、それ以外は5年度分）の2分の1を減額します。減額は1戸当たり120㎡相当分まで。

減額措置を受けるには申告が必要です。申告は申告書に必要書類を添付して必ず認定長期優良住宅が完成した翌年の1月31日までに提出してください。

2 住宅耐震改修工事

国土交通省が定める現行の耐震基準に適合する耐震改修を行い、建築士等が証明書を発行した住宅は、1戸あたり120㎡までの固定資産税額の2分の1を改修の翌年度減額します。

さらに「通行障害既存耐震不適格建築物」に該当する住宅は、翌々年度も2分の1を減額します。

いずれも減額措置を受けるには申告が必要です。申告は必ず改修工事完了後3ヶ月以内に行ってください。

[要件]

- ◆ 昭和57年1月1日以前に建てられ、平成30年3月31日までに一定の耐震改修を行った住宅で、耐震改修費用が50万円超であること

※改修工事により「長期優良住宅の普及の促進に関する法律」に規定する長期優良住宅として認定された場合は、固定資産税額の3分の2を改修の翌年度減額します。さらに、「通行障害既存耐震不適格建築物」に該当する場合は、翌々年度も2分の1減額します。

3 省エネ改修工事

国土交通省が定める現行の省エネ基準に適合する改修工事を行い、改修後の床面積が50㎡以上あり、建築士等が証明書を発行した住宅は、居住部分について1戸あたり120㎡までの固定資産税額の3分の1を改修の翌年度減額します。なお、住宅用太陽光発電装置設置工事は対象外です。

減額措置を受けるには申告が必要です。申告は必ず改修工事完了後3ヶ月以内に行ってください。

[要件]

- ◆ 平成20年1月1日以前に建てられた住宅で、居住部分が全体の2分の1以上
- ◆ 平成30年3月31日までに省エネ改修を行った住宅
- ◆ 補助金を除く改修工事費の自己負担金が50万円超で、窓の断熱性を高める改修工事を含むこと

※改修工事により「長期優良住宅の普及の促進に関する法律」に規定する長期優良住宅として認定された場合は、固定資産税額の3分の2を改修の翌年度減額します。

4 バリアフリー改修工事

浴室や便所改修、手すり設置等のバリアフリー改修工事を行い、改修後の床面積が50㎡以上ある住宅は、居住用部分について1戸あたり100㎡までの固定資産税額の3分の1を改修の翌年度減額します。

減額措置を受けるには申告が必要です。申告は必ず改修工事完了後3ヶ月以内に行ってください。

[要件]

- ◆ 新築された日から10年以上経過した住宅(賃貸部分を除く)で、平成30年3月31日までに一定のバリアフリー改修を行った住宅
- ◆ ①工事完了の翌年1月1日現在で65歳以上の方、②要介護又は要支援認定を受けている方、③障害者の方、のいずれかの方が居住している住宅
- ◆ 改修工事費に関して、補助金を除く自己負担額50万円超であること

お問い合わせは資産税課(北館3階)まで Tel.06-6489-6265、6266

税務証明書の発行窓口



税務証明書は尼崎市役所本庁のほかサービスセンターでも発行しています。各窓口で発行できる証明書は下記のとおりです。税務証明書が必要な場合はお近くのサービスセンターをぜひご利用ください。

発行窓口	発行可能な証明書
市役所本庁 税務管理課 (北館3階)	・ 納税証明書 ・ 市県民税課税額証明書 ・ 市税に未納の税額がないことの証明書 ・ 固定資産課税台帳記載事項に関する証明書(評価証明書・公課証明書等) ・ 固定資産課税台帳未登載証明書 ・ 軽自動車税の減免の適用を受けていないことの証明書 ・ 酒類販売業等の免許申請に係る証明書 ・ 狩猟税に関する証明書 ・ 住宅用家屋証明書 ・ 特定事業用資産の買換えの特例に係る証明書 ・ 法人市民税課税台帳登載事項証明書(所在地証明) ・ 公益認定に係る証明書
サービスセンター ・ 阪急塚口(塚口さんさん タウン1番館4階) ・ JR尼崎(小田支所内) ・ 阪神尼崎(中央支所内)	・ 納税証明書(法人市民税、事業所税を除く。) ・ 市県民税課税額証明書 ・ 固定資産課税台帳記載事項に関する証明書(評価証明書・公課証明書等)

【業務時間】 市役所本庁： 平日 9時～17時30分

サービスセンター： 平日・土曜日(祝日を除く。) 9時～17時30分

- (注) ・ 市県民税課税額証明書は、所得の申告をされた年度分のみ発行することが可能です。
- ・ サービスセンターは、土曜日も開庁しており、市県民税課税額証明書のみ発行しております。
- ただし、土曜日にお越しいただいた際に所得の申告がない場合は、課税証明書を発行することができません。ご注意ください。

* お問い合わせ先 *

税務管理課(北館3階) 06-6489-6284

